

## 事例 No. 16 宮城県広域防災拠点基本設計業務

### 宮城県広域防災拠点基本設計業務 企画提案公募実施要領

宮城県が実施する「宮城県広域防災拠点基本設計業務」を委託するに当たり、公平性、透明性を確保するため、公募型プロポーザル方式により広く企画の提案を求めるとともに、優れた企画を提案した委託候補者を総合的な審査により選定するため、必要な事項を次とおり定める。

#### 1 業務の目的

宮城県では、大規模災害発生時に迅速かつ的確に災害応急活動を実施し、県民を災害から守るため、宮城野原地区に県内の被災地等を広域的に支援する拠点（以下、「広域防災拠点」という。）の整備を計画しており、平成26年2月に「宮城県広域防災拠点基本構想・計画」（以下、「基本構想・計画」という。）を策定した。

本業務は、基本構想・計画を踏まえ、課題とされた事項等について対応方法を定め、広域防災拠点に整備する機能、規模、基本仕様等を具体的に設定し、基本設計を行うとともに、（仮称）防災センターとして備えるべき機能、性能を精査し、基本計画をとりまとめるものである。

#### 2 対象業務

- (1) 名 称 宮城県広域防災拠点基本設計業務
- (2) 概 要 受託事業者は、委託期間内において関係機関及び有識者等の意見聴取により専門的な知見を広く集めながら、基本構想・計画における課題や検討項目を精査し、広域防災拠点の基本設計をとりまとめる。
- (3) 具体の業務 「11 業務委託内容」を参照のこと。
- (4) 履 行 期 間 契約締結日の翌日から平成27年3月20日まで
- (5) 業務委託料 この公募案件にかかる事業費は、27,097,200円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を限度とする。
- (6) 担 当 課 宮城県土木部都市計画課  
担当：公園緑地班  
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
TEL 022-211-3135  
FAX 022-211-3295  
E-mail [tosikek@pref.miyagi.jp](mailto:tosikek@pref.miyagi.jp)  
URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tosikei/>

#### 3 企画提案に応募できる事業者

次の全ての条件を満たす者のみ、応募することができる。また、この企画提案に応募参加する同一の企業は、単体、若しくは設計共同体のいずれかの形態をもって当該入札に同時に参加することはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加資格）の規定に該当する者ではないこと。
- (2) 建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程（昭和61年宮城県告示第1243号）第5条に基づく建設関連業務競争入札参加資格承認者名簿に登録された者で、A等級に格付けされ、建設コンサルタント造園部門の登録を有すること。

- (3) 防災計画や防災拠点の整備に関する調査・検討や類する業務について、過去 10 年間に完了した実績を 1 件以上有する者であること。
- (4) この事業の募集開始時から企画提案書提出時までの間に、宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（昭和 60 年 7 月 8 日施行）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (6) 設計共同体である場合は、次のア)～カ)に掲げる要件を全て満たしている者であること。
- ア) 構成員の数が 3 を超えない者であること。
- イ) 代表構成員は(1)から(5)に掲げる要件を全て満たしている者であること。
- ウ) 他の構成員は(1)から(5)に掲げる要件を全て満たしている者であること。
- ただし、(2)については、建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規定（昭和 61 年宮城県告示第 1243 号）第 5 条に基づく建設関連業務競争入札参加資格承認者名簿に登録された者で足りるものとする。また、(3)については、代表構成員が要件を満たしていれば足りるものとする。
- エ) 宮城県建設関連業務設計共同体運用基準（平成 26 年 2 月 1 日施行）に基づき、設計共同体の協定書を締結している者であること。
- オ) 構成員の分担業務が、業務の内容により設計共同体協定書において明らかな者であること。
- カ) 一つの分担業務を複数の構成員が共同で実施することがないことが、設計共同体協定書において明らかな者であること。

#### 4 企画提案実施に係るスケジュール

- (1) 企画提案募集に関する公告（宮城県出納局契約課及び土木部都市計画課のホームページに掲載する。） 平成 26 年 6 月 30 日（月）
- (2) 業務実施に関する質問受付期間 6 月 30 日（月）～7 月 7 日（月）
- (3) 業務実施に関する質問への回答日 7 月 9 日（水）
- (4) 業務の企画提案書の提出締切日 7 月 14 日（月）
- (5) 企画提案書の一次審査（4 者を超える場合に限る）（予定） 7 月 15 日（火）～7 月 16 日（水）
- (6) 企画提案書のプレゼンテーションの実施（予定） 7 月 23 日（水）
- (7) 選定業者の発表（予定） 7 月 25 日（金）
- (8) 契約締結日（予定） 8 月中旬頃

#### 5 事業に関する質問受付及び回答

- (1) 受付期間 平成 26 年 6 月 30 日（月）から同年 7 月 7 日（月）午後 3 時まで。
- (2) 提出方法 質問書（様式第 1 号）を用いて、2 (6) に記載する担当課あて e-mail により提出すること。  
e-mail [tosikek@pref.miyagi.jp](mailto:tosikek@pref.miyagi.jp)
- (3) 回答方法 質問に関する回答は、平成 26 年 7 月 9 日（水）に質問者の名を伏せて担当課のホームページに掲載する。  
ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内

容によっては回答しないこともある。

## 6 企画提案に係る留意事項

(1) 提出期限 平成26年7月14日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法 持参又は郵送とする。

①持参する場合

平成26年7月14日（月）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く）の午前9時から午後5時までに担当課に提出すること。

②郵送する場合

封筒に「企画書等」在中の旨を朱書きして、配達証明付書留郵便により、平成26年7月14日（月）の午後5時までに担当課に到着するように送付すること。

(3) 提出書類

- |                          |         |
|--------------------------|---------|
| ①企画提案提出書（様式第2号）          | 1部      |
| ②企画提案書（様式第3号又は任意の様式）     | 5部      |
| ③企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第4号）   | 1部      |
| ④調査業務実績等説明書（様式第5号）       | 1部      |
| ⑤見積書（任意の書式）              | 1部      |
| ⑥工程表（任意の書式）              | 1部      |
| ⑦設計共同体協定書（設計共同体による応募の場合） | 1部      |
| ⑧設計共同体編成表（同上）            | 1部      |
| ⑨設計共同体協定書第8条に基づく協定書（同上）  | 1部      |
| ⑩設計共同体入札参加資格審査申請書（同上）    | 1部      |
| ⑪委任状（同上）                 | 構成員数による |

(4) 企画提案提出書

企画提案書を提出する者は、「企画提案提出書」（様式第2号）を提出すること。

(5) 企画提案書

①企画提案書の様式

- ・企画提案書は、「企画提案書」（様式第3号）に従って記載するものとするが、当該様式に記載されている事項を網羅していれば、体裁を問わないこととする。
- ・A4版、片面印刷で15ページ以内（表紙はページ数に含まない）

②企画提案書の記載内容

企画提案書の内容は、「11 業務委託内容」を踏まえ、以下の項目について必ず記載するものとする。

- ・業務への取組姿勢・体制・基本的な業務の進め方について
- ・基本構想・計画を踏まえ、基本設計を実施するまでの課題や検討項目について
- ・課題等の検討方法など業務の進め方について
- ・公園基本設計の検討方法など業務の進め方について
- ・防災センター基本計画の検討方法など業務の進め方について
- ・その他、貴社において調査・検討等が必要と考える事項とその考え方について

③広域防災拠点の対象となる地域

「広域防災拠点区域図（参考）」（別添1）を参照のこと。

(6) 調査業務実績等説明書

企画提案書提出者は、同様な調査業務の実績及び今回予定されている担当者の実

績について、調査業務実績等説明書（様式第5号）を提出すること。

(7) 見積書

2(5)に記載する業務委託料27,097,200円以内で、提案内容に応じた見積書を提出すること。また、様式は任意とするが、業務内容項目ごとに内訳書も提出すること。

(8) 工程表

履行期限内で業務内容項目ごとの工程表（任意の書式）を添付すること。

(9) 提出後の変更

提出された書類について、提出後の差し替え、変更及び取消は認めない。

(10) 無効の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、応募者を無効とする。

- ①提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
- ②本実施要領等に従っていない場合
- ③「8 企画提案書のプレゼンテーションの実施」に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
- ④同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- ⑤公募型プロポーザル方式による公正な企画提案の執行を妨げ、もしくは不正の利用を得るために連合した応募者が提出した場合
- ⑥民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

(11) その他

- ①企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第6号）を提出すること。
- ②取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。
- ③企画提案書の再提出は認めない。
- ④審査は提出された企画提案書により行うが、提案書受付後、提案内容について説明を求めることがある。

## 7 企画提案書提出者が4者を超えた場合の一次審査及び結果発表

(1) 一次審査の実施期間

平成26年7月15日（火）～平成26年7月16日（水）

※応募件数により審査期間を延長する場合がある。

(2) 審査の実施方法

応募のあった企画提案書等について、当業務に係る選定委員会開催要領に規定する選定委員が、「評価項目及び配点」（別添2）に基づいて審査し、評価合計点の多い順に順位を決定し、上位4事業者を選定する。

(3) 一次審査結果の通知

審査結果については、審査終了後速やかに全ての企画提案書提出者に審査結果を通知する。一次審査を実施しない場合においても、その旨を通知する。

## 8 企画提案書のプレゼンテーションの実施

(1) プrezentation実施日（予定）

平成26年7月23日（水）※開始時間は別途通知する。

(2) 実施会場

宮城県庁行政庁舎8階土木部会議室（仙台市青葉区本町三丁目8番1号）

(3) 実施方法

- ①出席者は1応募者につき3名以内とする。
- ②1応募者当たりの持ち時間は25分（説明15分、質疑応答10分）とし、本県から指示した時間から、順次、個別に行うものとする。
- ③事前に提出された企画提案書（書面）に基づいてプレゼンテーション資料を作成し、プレゼンテーションを行うこととする。なお企画提案書のボリュームは、審査対象とならないので、追加資料の配布は必要最小限にとどめること。
- ④プレゼンテーション実施時に使用する機材等については、パソコン、スクリーン、プロジェクター、レーザーポインターを事務局が用意する。プレゼンテーション用のソフトウェアについては、Microsoft社PowerPoint2010を予定しているが、これによることができない場合は、2(6)に記載する担当課と協議すること。

## 9 選定審査の実施及び審査結果の発表

- (1) プrezentationの実施後、選定委員会において、「評価項目及び配点」に基づいて審査するものとする。  
なお、「評価項目及び配点」については、別添2を参照すること。
- (2) 選定委員会における審査により、評価合計点の多い順に順位を決定し、第1位の者を委託候補者として選定する。ただし、評価合計点の第1位の者が複数者いる場合は、見積金額の安価な者を、見積金額が同一の場合には「評価項目及び配点」（別添2）の「業務内容等」の評価合計点数が上位の者を、第1位の者とする。なお、「業務内容等」の評価合計点数も同一であった場合には選定委員会議の上、これを決定する。
- (3) 審査結果については、平成26年7月25日（金）午後4時（予定）に、2(6)に記載する担当課のホームページに掲載する。  
なお、選定審査に関する質問に応じることはできない。

## 10 契約の締結

- (1) 宮城県は、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）に定める随意契約の手続きにより、選定した委託候補者と別途見積合わせを実施し、契約金額を確定した後に契約を締結するものとする。
- (2) 本業務の業務委託仕様書は、委託候補者が提出した企画提案書を基に作成するが、本業務の目的達成のため必要と認められる場合には、県と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。委託候補者と協議が整わなかつた場合は、次点候補者と協議を行うものとする。

## 11 業務委託内容

当業務の実施に当たっては、以下の事項について調査・検討を行い、基本設計に反映させることとするが、この他に調査・検討が必要な事項がある場合には企画提案すること。

(1) 宮城県広域防災拠点基本構想・計画の整理・検討

- 基本構想・計画を把握・整理し、基本設計を実施する上で課題や検討項目を抽出すること。抽出した各課題等について、関係機関等の意見聴取を踏まえて対応方法を定め、広域防災拠点に整備する機能、規模、基本仕様等、基本設計を行う上で必要となる具体的な与条件を設定する。

- 特に、下記3点については留意すること。
- 災害時における広域防災拠点と県内市町村の地域防災拠点や、隣県の広域防災拠点との役割分担・連携のあり方、現宮城野原公園の既存公共施設の利活用について、県が実施する市町村等関係機関のヒアリング結果を踏まえて整理し、被害規模等に基づく活動シミュレーション等により広域防災拠点の具体的な開設方法および運営体制を検討すること。
  - 広域防災拠点での防災活動に必要な資機材、水・食料の備蓄の積算に加えて、防災センター及び敷地内に必要な機材、設備等を設定すること。また、平常時の活用方法について、防災意識の普及啓発及び防災訓練の場としての観点から、先進事例を参考にして検討すること。
  - 広域防災拠点の災害医療上の機能を整理し、隣接する基幹災害拠点病院等との具体的な連携方法や、SCUとしてのヘリポート等関連施設の利用方法について、県が実施する医療関係者等のヒアリング結果を踏まえて整理し、シミュレーション等により検討すること。
- (2) 広域防災拠点(公園) 基本設計
- (1) の整理・検討結果に基づき、設計条件との整合を図り、技術的および意匠的、経済的な見地等から設計の指針を明らかにし、実施設計に向けて広域防災拠点(公園)の骨格となる施設配置、諸施設の形状、基盤施設、植栽等について概略の設計を行うこと。
  - 与条件の細部検討を行い、諸施設を検討・設定すること。
  - 各種平面図及び主要断面図、主要施設の構造イメージ図等、公園基本設計として必要な基本設計図を作成すること
  - 決定した内容に基づいて、対象地全体を俯瞰した鳥瞰図や透視図、イメージスケッチ等を作成すること。
  - 概算工事費を算出し、上記検討資料をとりまとめ基本設計説明書を作成すること。
  - (3) に後述する防災センター基本計画を含め、公園基本設計(案)に対するパブリックコメントの実施を予定しており、寄せられた意見を整理し、設計および計画内容に反映すること。
- (3) 防災センター基本計画
- (1) の整理・検討結果に基づき計画条件等を整理・検討し、防災センターの規模・性能、配置、基本設備、施設内外の意匠等を検討し、基本計画として取りまとめ、概算工事費を算出すること。
  - 配置図、平面図(各階)、立面図、イメージ図等により、具体的な施設の形状、意匠等を明らかにすること。
  - 建築物としての構造検討および設備設計は含まない。
- (4) 照査
- 検討方針及び検討手法、設計・計画の適切性及び整合性について照査を行う。
- (5) 協議打合せ
- 本業務の実施に当たり、初回打合せ、中間打合せ15回、成果品納入時に合計17回の打合せを見込んでいる。
- (6) 報告書作成
- 業務成果の取りまとめを行う。
- (7) 成果品等
- 本業務の成果品は下記の通りとする。なお、電子データのデータ様式については、発

注者と協議の上、決定するものとする。

- ① 業務報告書 3部（各部に電子媒体を格納すること）
- ② 概要版（業務報告書の主な内容をまとめたもの） 10部
- ③ そのほか指示によるもの 一式

## 12 成果品の帰属、成果物に係る著作権の取り扱い

- ・本業務の成果品は全て発注者に帰属するものとする。
- ・受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

## 13 経費の負担

企画提案に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。

## 14 注意事項

- (1) 提出された企画提案書の著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとする。  
なお、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰すものとする。
- (2) 宮城県は、企画提案に関する公表及びその他県が必要と認めるときに、企画提案書を無償で使用することができるものとする。
- (3) 宮城県は、候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、提出書類の複製を製作することができるものとする。
- (4) 提出された書類は返却しない。なお、本件に係る情報公開請求があった場合には、宮城県情報公開条例に基づき提出書類を公開することがある。
- (5) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取りやめがあることがある。
- (6) 書類等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に限る。

宮城県広域防災拠点基本設計業務  
質問書

質問者	事業者名	
	連絡先	担当者名 TEL： FAX： E-mail：
質問内容		

本業務に関する企画提案を行うに当たり質問事項があれば、平成26年7月7日（月）午後3時（時間厳守）までに本様式にてE-mailにより送付してください。

注）電話や口頭での質問は受け付けません。

送付先：宮城県土木部都市計画課公園緑地班

E-mail : [tosi\\_kek@pref.miyagi.jp](mailto:tosi_kek@pref.miyagi.jp)

宮城県広域防災拠点基本設計業務  
企画提案提出書

平成 年 月 日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

所在地  
事業者名  
代表者氏名

印

のことについて、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

記

1 応募事業者等の概要

事業所等所在地	〒  電 話 : F A X :		
事業者名	(フリガナ)		
設立年月日			
業種			
従業員数	人		
代表者 職名・氏名			
主な事業内容			
入札参加承認番号			
担当者部署名		担当者名	
担当者電話番号		E nai l アドレス	

2 添付書類

- 企画提案書（様式第3号又は任意の様式）
- 企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第4号）
- 調査業務実績等説明書（様式第5号）
- 見積書（任意の様式）・工程表（任意の様式）
- 設計共同体運用基準に規定される協定書及び編成表等（同基準様式第1～4号）

## 企画提案書

企画提案者名：                

1 業務の実施体制等	※確実な業務遂行に向けた業務実施体制や技術者配置計画について記載すること。
2 基本構想・計画の整理検討	<p>2-1 基本設計を実施するまでの課題や検討項目について</p> <p>※基本構想・計画における課題や検討項目を抽出し、その他、機能的な広域防災拠点の設計に資する検討項目を提案すること。</p>
	<p>2-2 課題等の検討方法について</p> <p>※抽出した課題や検討項目の検討方法を具体的に記載すること。</p>

3 広域防災拠点 (公園) 基本設計	※広域防災拠点の基本設計における作業内容及び検討方法を具体的に記載すること。
4 防災センター基本計画	※防災センター基本計画として整理する項目を示し、具体的な検討または設定方法を記載すること。
5 その他	※その他、調査・検討が必要な事項について意見・提案すること。

※様式は任意とするが、上記の評価項目毎に記載すること。

様式第4号

企画提案応募条件に係る宣誓書

平成 年 月 日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

所在地

事業者名

代表者氏名

印

宮城県広域防災拠点基本設計業務受託事業者としての応募に当たり、下記の全ての条件に該当し、応募資格を有していることを宣誓します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者資格）の規定に該当する者ではないこと。
- 2 建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程（昭和61年宮城県告示第1243号）第5条に基づく建設関連業務競争入札参加資格承認者名簿に登録された者で、A等級に格付けされる建設コンサルタント造園部門の登録を有すること。
- 3 防災計画や防災拠点の整備に関する調査・検討や類する業務について、過去10年間に完了した実績を1件以上有する者であること。
- 4 この事業の募集開始時から企画提案書提出時までの間に、宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（昭和60年7月8日施行）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- 5 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- 6 設計共同体である場合は、次のア)～カ)に掲げる要件を全て満たしている者であること。
  - ア) 構成員の数が3を超えない者であること。
  - イ) 代表構成員は1から5に掲げる要件を全て満たしている者であること。
  - ウ) 他の構成員は1から5に掲げる要件を全て満たしている者であること。ただし、2については、建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規定第5条に基づく建設関連業務競争入札参加資格承認者名簿に登録された者で足りるものとする。また、3については、代表構成員が要件を満たしていれば足りるものとする。
  - エ) 宮城県建設関連業務設計共同体運用基準（平成26年2月1日施行）に基づき、設計共同体の協定書を締結している者であること。
  - オ) 構成員の分担業務が、業務の内容により設計共同体協定書において明らかな者であること。
  - カ) 一つの分担業務を複数の構成員が共同で実施することがないことが、設計共同体協定書において明らかな者であること。

**宮城県広域防災拠点基本設計業務  
調査業務実績等説明書**

企画提案者名 : \_\_\_\_\_

**1 同様業務の会社としての実績**

Nº.	同様業務の名称	同様業務の内容	左の業務期間	備 考
1			年 月 日から 年 月 日まで	
2			年 月 日から 年 月 日まで	
3			年 月 日から 年 月 日まで	
4			年 月 日から 年 月 日まで	
5			年 月 日から 年 月 日まで	

**2 予定される担当者の実績**

氏 名	年 月 日生			
略 歴				
資 格				
Nº.	同様業務の名称	同様業務の内容	左の業務期間	備 考
1			年 月 日から 年 月 日まで	
2			年 月 日から 年 月 日まで	
3			年 月 日から 年 月 日まで	

取 下 願

平成 年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

所在地

事業者名

代表者氏名

印

都合により、平成 年 月 日付けで提出した宮城県広域防災拠点基本設計業務に係る企画提案書を取り下げます。



広域防災拠点区域  
(宮城野原運動公園)

公園基本設計範囲  
(約17ha)

仙台市  
陸上競技場

楽天Kobo  
スタジアム宮城

仙台医療セン  
ター(移転)

テニス  
コート

多目的  
広場  
防災  
センター

芝生広場

多目的  
広場

駐車場

0 50 100 150 200

## (別添2)

## 宮城県広域防災拠点基本設計業務に係る評価項目及び配点

評価項目	評価事項	配点
1 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務実施体制や技術者配置計画が具体的である。</li> <li>確実な業務遂行が期待できるものである。</li> </ul>	10
2 基本構想 ・計画の 整理検討	<p>2-1 基本設計を実施する上での課題や検討項目について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本構想・計画における課題や検討項目が具体的に抽出されている。</li> <li>機能的な広域防災拠点の設計に資する他の課題や検討項目が提案されている。</li> </ul>	20
	<p>2-2 課題等の検討方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>抽出した課題や検討項目の検討方法が具体的である。</li> <li>検討方法に工夫がみられ、的確な与条件設定が期待できる。</li> </ul>	20
3 広域防災 拠点(公園) 基本設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本設計の作業内容の検討方法が具体的である。</li> <li>広域防災拠点として設計する上での考慮・工夫がみられる。</li> </ul>	15
4 防災センター 基本計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画の立案に向けて整理すべき項目や検討方法が具体的に示されており、工夫がみられる。</li> </ul>	15
5 その他*	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務内容に示された項目の他に、機能的な広域防災拠点の整備に資する調査・検討項目、アイデア等の提案がある。</li> </ul>	10
6 企業評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質・環境マネジメントに関する ISO認証等を得ている。</li> <li>関連する業務に十分な経歴や表彰歴等を有する。</li> <li>関連する社会活動に参加している。等。</li> </ul>	5
7 担当者評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務に関連する資格の有無。</li> <li>関連する業務に十分な経歴や表彰歴等を有する。</li> <li>関連する社会活動に参加している。等</li> </ul>	5
評価点の合計		100

## 宮城県広域防災拠点基本設計業務に係る仕様書

### 1 委託業務の名称

宮城県広域防災拠点基本設計業務

### 2 委託業務の場所

仙台市宮城野区宮城野地内 ※別紙位置図参照

### 3 履行期間

契約締結日の翌日から平成27年3月20日（金）まで

### 4 委託業務の目的

宮城県では、大規模災害発生時に迅速かつ的確に災害応急活動を実施し、県民を災害から守るために、宮城野原地区に県内の被災地等を広域的に支援する拠点（以下、「広域防災拠点」という。）の整備を計画しており、平成26年2月に「宮城県広域防災拠点基本構想・計画」（以下、「基本構想・計画」という。）を策定した。

本業務は、基本構想・計画を踏まえ、課題とされた事項等について対応方法を定め、広域防災拠点に整備する機能、規模、基本仕様等を具体的に設定し、基本設計を行うとともに、（仮称）防災センターとして備えるべき機能、性能を精査し、基本計画を取りまとめるものである。

### 5 委託業務の内容

本業務の内容は下記のとおりとするが、機能的な広域防災拠点を整備するに資するこの他の調査・検討項目、アイデア等がある場合には企画提案すること。

#### （1）宮城県広域防災拠点基本構想・計画の整理・検討

- 基本構想・計画を把握・整理し、基本設計を実施する上での課題や検討項目を抽出すること。抽出した各課題等について、関係機関等の意見聴取を踏まえて対応方法を定め、広域防災拠点に整備する機能、規模、基本仕様等、基本設計を行う上で必要となる具体的な与条件を設定する。
- 特に、下記3点については留意すること。
  1. 災害時における広域防災拠点と県内市町村の地域防災拠点や、隣県の広域防災拠点との役割分担・連携のあり方、現宮城野原公園の既存公共施設の利活用について、県が実施する市町村等関係機関のヒアリング結果を踏まえて整理し、被害規模等に基づく活動シミュレーション等により広域防災拠点の具体的な開設方法および運営体制を検討すること。
  2. 広域防災拠点での防災活動に必要な資機材、水・食料の備蓄の積算に加えて、防災センター及び敷地内に必要な機材、設備等を設定すること。また、平常時の活用方法について、防災意識の普及啓発及び防災訓練の場としての観点から、先進事例を参考にして検討すること。
  3. 広域防災拠点の災害医療上の機能を整理し、隣接する基幹災害拠点病院等との具体的な連携方法や、SCUとしてのヘリポート等関連施設の利用方法について、県が実施する医療関係者等のヒアリング結果を踏まえて整理し、シミュレーション等により検討すること。

## (2) 広域防災拠点（公園）基本設計

- ・（1）の整理・検討結果に基づき、設計条件との整合を図り、技術的および意匠的、経済的な見地等から設計の指針を明らかにし、実施設計に向けて広域防災拠点（公園）の骨格となる施設配置、諸施設の形状、基盤施設、植栽等について概略の設計を行うこと。
- ・与条件の細部検討を行い、諸施設を検討・設定すること。
- ・各種平面図及び主要断面図、主要施設の構造イメージ図等、公園基本設計として必要な基本設計図を作成すること。
- ・決定した内容に基づいて、対象地全体を俯瞰した鳥瞰図や透視図、イメージスケッチ等を作成すること。
- ・概算工事費を算出し、上記検討資料をとりまとめ基本設計説明書を作成すること。
- ・（3）に後述する防災センター基本計画を含め、公園基本設計（案）に対するパブリックコメントの実施を予定しており、寄せられた意見を整理し、設計および計画内容に反映すること。

## (3) 防災センター基本計画

- ・（1）の整理・検討結果に基づき計画条件等を整理・検討し、防災センターの規模・性能、配置、基本設備、施設内外の意匠等を検討し、基本計画として取りまとめ、概算工事費を算出すること。
- ・配置図、平面図（各階）、立面図、イメージ図等により、具体的な施設の形状、意匠等を明らかにすること。
- ・建築物としての構造検討および設備設計は含まない。

## (4) 照査

検討方針及び検討手法、設計・計画の適切性及び整合性について照査を行う。

## (5) 協議打合せ

本業務の実施に当たり、初回打合せ、中間打合せ15回、成果品納入時に合計17回の打合せを見込んでいる。

## (6) 報告書作成

業務成果の取りまとめを行う。

## 6 成果品等

### (1) 成果品

本業務の成果品は下記の通りとする。なお、電子データのデータ様式については、発注者と協議の上、決定するものとする。

- ① 業務報告書 3部（各部に電子媒体を格納すること）
- ② 概要版（業務報告書の主な内容をまとめたもの） 10部
- ③ そのほか指示によるもの 一式

### (2) 成果品の帰属

本業務の成果品は全て発注者に帰属するものとし、発注者の承諾を得ないで他への公表及び貸与をしてはならない。

### (3) 成果物に係る著作権の取り扱い

受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

## 7 その他

- (1) 本業務は、本仕様書のほか、「共通仕様書（宮城県土木部）」に基づき実施するものとする。
- (2) 契約金額には、本業務に係る全ての経費を含むものであること。
- (3) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者との協議により決定すること。
- (4) 業務に当たっては、発注者と十分に連絡を取り実施すること。

